

平成14年10月9日

取引所のあり方に関するワーキング・グループ(第1回)

ゴールドマン・サックス証券会社

- ・ 取引所有価証券市場と外国有価証券市場
 - 海外取引所端末の国内設置
 - クロスボーダー／24時間取引の進展と国内投資家による市場参加
 - 適切な投資家保護体制
 - レシプロシティとしての、国内取引所への非居住者による参加
 - 国内取引参加者等を通じての間接参加
 - 取引所のクロスマンバーシップ方式による直接参加
 - 不公正取引の監視体制
 - ミストレードへの対応
- ・ 証券会社等以外による取引参加
 - 機関投資家
 - 個人投資家
 - 不公正取引の監視体制
 - 証券会社のビジネス・モデルの再構築
- ・ 自主規制機関としての取引所の役割